

(1) 発売条件

ア 旅客鉄道会社が指定した放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学及び通信教育を行う高等学校の学生等が、面接授業又は試験のため通学する場合に、「学校学生生徒旅客運賃割引証（通信教育学校用）」と引換えに通学用割引普通回数乗車券を発売します。

※通学用割引普通回数乗車券を発売する学生等は、通信教育を行う上記の学校の学生等に限りません。

イ 発売区間は、居住地最寄駅から学校最寄駅（面接授業又は試験会場含む。）までの区間を、区間及び経路を同じくした順路により発売します。

ウ 発売区間は、片道200キロまでの区間とします。

(2) 割引率及び有効期間

大人普通回数旅客運賃に対し、放送大学は2割引、通信制高等学校は5割引です。

なお、いずれも有効期間は6ヶ月です。

(3) 証明書の携帯義務

通学用割引普通回数乗車券を使用される場合は、学生証を携帯している場合に限って有効です。

(4) 他人への譲渡

通学用割引普通回数乗車券は、使用者本人に限り有効で、他人に譲渡できません。

(5) 学割証の記入例

通信教育学校用の学割証の発行方は次ページの記入例を参照してください。

※乗車券の種類欄に「回数」と記入してください。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行について

(5) 学割証の記入例

実印

学校学生生徒旅客運賃割引証

(通信教育学校用)

第.....号

※乗車区間	駅から 駅まで	経由
※乗車券の種類	片道 往復	連続 回数
部科及び学年	第.....	学年(年次)
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(.....才)	
割引率	旅客鉄道会社線	2割
有効期間年.....月.....日から年.....月.....日まで

.....年.....月.....日発行

学校所在地.....

学校名.....

学校代表者氏名.....

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
			47 <small>(放送大学「回数」のみ発行者が)</small>

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

乗車区間欄は生徒さまが記入してください

乗車種類欄の右側に「回数」と記入してください

有効期間は発行の日から1箇月間とします。
例) 2024年4月5日から
2024年5月4日まで

学校所在地と異なる場所で面接授業または試験を行う場合は、学校所在地欄に当該面接授業会場または試験会場を次の例により併記してください。
例) (面接会場施設) 北海道〇〇市〇〇区 1-1
学校所在地 〇〇県〇〇市〇〇区 2-2